

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託仕様書

1 業務名

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務

2 業務の目的

本業務は、令和4年9月末で設置から10年を経過し、交換時期を迎える約28,500のLED防犯灯を委託期間内に交換するとともに、同期間におけるこれらを含めた約30,000の本市全防犯灯の不点灯等を適宜に修繕することを目的とする。

3 委託期間

令和4年10月1日（土）から令和8年3月31日（火）までとする。

4 業務対象の概要

本業務の対象となる防犯灯数は次のとおりである。ただし、防犯灯数は、令和4年9月末までの追加、撤去により変動する場合がある。

なお、交換対象LED防犯灯は防犯灯の内数である。

対象地域	防犯灯	交換対象LED防犯灯
東部地域	5,823灯	5,496灯
西部地域	3,224灯	3,057灯
南部地域	4,950灯	4,657灯
北部地域	7,690灯	7,313灯
中央地域	6,153灯	5,864灯
河辺地域	1,278灯	1,176灯
雄和地域	994灯	941灯
合計	30,112灯	28,504灯

※対象地域は、秋田市市民サービスセンター条例第2条における各市民サービスセンターの所管区域に概ね合致する。

5 業務の実施

(1) 業務の概要

受託者は、市条例、秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領、本仕様書その他関係する法律、規則等を遵守し、次に掲げる業務を行うこと。

ア 市が貸与するLED防犯灯台帳等の資料を基に、LED防犯灯の位置および灯数を現地調査すること。

イ 現地調査に基づき必要に応じて市が貸与するLED防犯灯台帳等を更新し、東北電力との契約を変更すること。LED防犯灯を移設、廃止が行われる際も同様とする。

ウ LED防犯灯の交換に関する施工計画書および不点灯等の不具合発生連絡から修繕までの手順書を定めて提出すること。

なお、不点灯等の不具合に関する連絡は、市又は町内会から随時行われる。

エ LED防犯灯の交換に当たっては、施工前に町内会との事前調整を行うこと。

オ 既存のLED防犯灯、配線等が損傷している又は接地抵抗値、絶縁抵抗値が基準範囲外である場合は、更新又は使用可能な処置を施すこと。

カ LED防犯灯に灯具管理番号を貼付し、LED防犯灯および自動点滅器を正常に機能する場所へ設置すること。

キ 取り外したLED防犯灯および取付金具等の取扱いについて、本市が指定した取扱方法に従うこと。

なお、市が廃棄を指定した場合の取扱いについては施工計画書に明記すること。

ク LED防犯灯以外の防犯灯にPCB含有機種を発見した場合は、直ちに本市に報告するものとし、処分等については本市の指示に従うものとする。

(2) 業務の追加

受託者は、本仕様書に示されていない業務等を提案により追加することができる。ただし、本仕様書に示されていない業務等を行う場合は、本市の指示又は承諾を受けなければならない。

(3) 業務の再委託

受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託に当たっては、事前に市長の承認を得ること。

(4) 個人情報の適切な管理

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）に基づき、適正かつ厳格に個人情報を管理し、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。

なお、委託期間を満了し、若しくは指定を取り消され又は従事者が職務を退いた後においても、本項目については遵守すること。

6 LED防犯灯

(1) 関係法令等

本業務において使用するLED防犯灯は、関係法令等によるほか、次に掲げる技術基準等について適合すること。

ア	電気用品安全法	技術基準別表第八、別表第十
イ	IEC61000-4-5	サージイミュニティ試験
ウ	ISO9001	品質マネジメントシステム 要求事項
エ	JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級
オ	JIS C 0950	電気・電子機器の特定価格物質含有表示方法
カ	JIS C 7612	照度測定方法
キ	JIS Z 8113	照明用語
ク	JIS Z 9110	照明基準総則
ケ	JIS Z 9111	道路照明基準
コ	SES E1901-4	(公社)日本防犯設備協会 防犯灯の照度基準

(2) 構造等

LED防犯灯は、堅ろうで防水性、耐候性および耐食性を有し、保

守点検が容易なもので、正常な使用状態において、機械的、電気的および光学的にその機能を継続的に使用できるもので、次に掲げる基準を満たすものとする。

- ア 自動点滅器により動作すること。なお、自動点滅器は、積雪時においても正常に動作すること、又は積雪の影響を最小限とする工夫がなされていること。
- イ 電柱、ポールおよび外壁に取り付けできること。なお、取付器具は沿岸部での施工を想定した塩害対策に配慮したものであること。
- ウ 14m間隔でSES E1901-4 クラスB基準を準拠していること。
- エ 直下4.5mにおける初期照度が10ルクス以上であること。
- オ 4,500Kから8,000Kの色温度で白色系のものであること。
- カ 入力電圧100V用であること。
- キ 消費電力10W/灯以下のもの（電力会社申請時の入力VAが10VA/灯（100V時）以下のもの）であること。なお、電源装置を使用する場合はこれによる消費電力も含む。
- ク 照明の演色評価数（Ra）が70以上であること。
- ケ 動作保証温度は-10℃～35℃を満たすこと。
- コ 定格寿命（光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間）が48,000時間以上であること。
- サ IEC61000-4-5 レベル4をクリアしていること。
- シ 特定の化学物質（鉛およびその化合物、水銀およびその化合物、カドミウムおよびその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニルならびにポリブロモジフェニルエーテル）の含有率基準値が、JIS C 0950 の基準を超えないこと。
- ス 製品の製造業者がISO9001 認証を取得していること。
- セ 製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。
- ソ 製品に使用されているLEDチップの製造業者を明確にできること。
- タ JIS C 0920 IP44の防水・防滴基準を満たしていること。
- チ 使用により他の電子機器に障害を与えないことの第三者機関によ

る検査を受け、障害を与えないことが確認できること（電気安全保安法別表第十など。）。

ツ フリッカが発生しないこと、又はフリッカ対策をしていること。

7 その他

本仕様書に規定するもののほか、受託業務の内容および処理について疑義が生じた場合は、市および受託者が協議して決定するものとする。